

富山県警察の監察に関する訓令

富山県警察本部訓令第11号

富山県警察の監察に関する訓令を次のように定める。

平成12年6月1日

富山県警察本部長 深草 雅利

富山県警察の監察に関する訓令

富山県警察の監察に関する訓令（昭和36年富山県警察本部訓令第4号）の全部を改正する。

（この訓令の目的）

第1条 この訓令は、警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の振粛に資するため、富山県警察の行う監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（監察責任者）

第2条 富山県警察の行う監察は、警察本部長が、富山県警察本部（以下「県本部」という。）の課・室・隊・所・センター及び警察学校並びに警察署に対して行うものとする。

2 監察に関する事務は、監察官室が掌理するものとする。

（首席監察官）

第3条 警務部に首席監察官を置く。

2 首席監察官は、監察に関する事務のうち重要な事項について掌理するものとする。

（特命監察官）

第4条 警務部に特命監察官を置き、警務部の参事官のうち指定する者をもって充てる。

2 特命監察官は、監察に関する事務に従事するものとする。

（監察官）

第5条 警務部に監察官を置き、監察に関する事務に従事するほか、次に掲げる事項について調査及び指導を行うものとする。

- (1) 警察職員の服務規律に関する事項
- (2) 警察業務に関する事項
- (3) その他特に命じられた事項

（監察の補助）

第6条 監察官室に監察官室付を置き、指定する警視又は警部をもって充てる。

2 監察官室付は、監察官室長の命を受け、監察に関する事務に従事するものとする。

3 監察に関する事務に当たって特に必要があるときは、県本部に勤務する警部補以上の警察官及び同相当職以上の警察一般職員にその補助をさせることができるものとする。

(監察の種類)

第7条 監察の種類は、業務監察及び服務監察とする。

- 2 業務監察は、業務の実態を把握するための監察をいう。
- 3 服務監察は、服務の実態を把握するための監察をいう。

(監察実施計画)

第8条 警察本部長は、毎年度、監察を実施するための計画（以下「監察実施計画」という。）を作成するものとする。

2 監察実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監察の種類
- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察対象部署
- (4) 監察の時期

(監察の実施)

第9条 監察は、監察実施計画に基づき実施するほか、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があるときに、実施するものとする。

2 監察を行うに当たっては、県本部に勤務する警部補以上の警察官及び同相当職以上の警察一般職員を補助者に指定することができるものとする。

(監察の留意事項)

第10条 監察を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 関係者の人権に配慮すること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないこと。

(資料の提出等)

第11条 監察を行うに当たっては、監察対象部署の長に対し、説明又は資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(監察の結果に基づく措置)

第12条 警察本部長は、監察の結果に基づき、業務の改善等必要な事項を監察対象部署の長に指示するものとする。

(監察対象部署の長の措置)

第13条 監察対象部署の長は、前条の指示を受けた事項に関して速やかに必要な措置を講じ、その結果を警察本部長に報告するものとする。

(公安委員会への報告)

第14条 警察本部長は、富山県公安委員会に対し、年度開始前に、当該年度の監察実施計画を報告するものとする。

2 警察本部長は、監察実施計画の内容に応じ、毎年度少なくとも一回、監察実施状況を富山県公安委員会へ報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日本部訓令第3号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月18日本部訓令第4号抄)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第15項から第28項までの改正規定は、平成20年3月24日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日本部訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。